

東日本大震災・東京電力 に対する

原子力損害賠償請求の基本・現状

H25.〇〇.〇〇
佐藤 廣 治

東日本大震災(H23.3.11)による 東京電力・原子力発電所の事故、の各種被害への損害賠償
支払手続は、H23.8月頃から始まりました。これらの法体系・関連、実務はどうなっているのか？
行政書士として、支援機構・相談センターに係った(?) 経緯からこれらに関連する情報、資料
等を紹介します。

【課題・A】 <原子力の事故による損害賠償の基本となる法律>

1. 原子力の事故により損害が発生した場合は「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)
(S36.6.17. 法律第147号。別紙) により損害賠償等が行われることになっています。

【原賠法のポイント】

- ◆ 事故発生者・原子力事業者は 無過失責任 (民法 不法行為の特例)
- ◆ 責任集中 : 責任を原子力事業者に集中 (製造物責任(PL法)等は排除)
- ◆ 原子力事業者は 無限責任 + 国の措置 : 社会通念上相当の因果関係の範囲の損害
原子力事業者は無限責任。保険・1200億円超の損害発生には国が必要な措置

2. 「原子力損害の賠償に関する法律」は、これまで JOC臨界事故 等で適用された。

【JCO臨界事故】

1999.9.30 茨城県東海村。住友金属工業 子会社で核燃料加工施設の臨界事故。
ウラン溶液が臨界に達し核分裂の連鎖反応が発生し 20時間程度継続。
社員数名が被曝、うち2名が2~3月後に死亡。
半径 350m内の 40世帯避難要請、500m内に避難勧告 等

<今回の新たな法制定、組織 等>

1. 今回の事故で「原子力損害賠償支援機構法」(H23.8.10.法律第94号)を新たに制定
 - ◆ 原子力事業者への資金の援助 (「支援機構」(内閣府所管)を通じて)
 - ◆ 損害を受けた者からの相談に応じたり必要な情報の提供や助言
2. 「原子力損害賠償紛争審査会」を設置 (H23.4.11. 管轄 文部科学省)
 - ◆ 「損害賠償紛争解決センター」での 和解の仲介
 - ◆ 紛争解決のための損害の範囲、程度等について「指針」の作成・提示
「原子力損害賠償紛争審査会中間指針」(H23.8.5版)
(この 中間指針 に 23.12.6以降、必要により追加、変更等が行われている)

<損害賠償に 関連する組織・部署>

- ◆ 賠償金の請求先、支払 : 被害者(請求) ⇒ 東京電力(支払) ⇒ 被害者
資金 : 東電の内部資金 + (国 ⇒ 支援機構 ⇒ 東電に措置)
- ◆ 賠償の基準 : 「原子力損害賠償紛争審査会 中間指針」及び「同 追補」
- ◆ 相談、助言、情報提供 : 原子力損害賠償支援機構の「相談センター」等
- ◆ 裁判外での解決(ADR) : 「損害賠償紛争解決センター」(文部科学省)

【課題・B】 <原子力損害賠償の特異性>

1. 通常の損害賠償(不法行為・民 709条、債務不履行・415条)では、加害者の不法行為の存在とそれによる損害発生の挙証責任は(原則) 被害者 になる。

故に、被害者である各市民は、東電(場合によっては(+)) GE・東芝・日立)にミスがあったことを裁判で証明する必要があるが、これは現実には不可能といえる。

(双方の経済力、原子力についての専門的知識・情報力 等 において…)

2. そこで、「原賠法」では民法の特例として、原子力事業者の無過失責任、責任の集中、更に、無限責任と国の措置、や「…審査会」の設置 等を規定している。

【課題・C】 <現実の損害賠償の実務>

1. 法(原賠法)が想定している賠償の 手順・システム … (裁判外)

① 被害者が損害賠償を受けるには 請求が必要 ⇒ 全て事業者・東電 に行う

② 広範・多市民なので、「損害賠償紛争解決センター」での 和解(ADR) を準備

★ 賠償・和解の 基準は、「…中間指針」(8.5作成、及び追補)になる

2. 東電は、「…中間指針」に沿って、

申請書等の書類準備、送付 や 相談機能の準備 ⇒ 資金の確保・支払 等の実務を行っている

★ 東電又は「センター」(ADR)の内容に 不満・納得せず ⇒ 裁判

(直接 裁判・司法手続きも 当然 可能です)

3. 「原子力損害賠償紛争審査会・中間指針」において賠償を受けることができるのは下記

①. 政府が定めた、いわゆる「避難等対象区域」に住んでいた者(原則) 全員

②. 対象区域内外で、実際に被害を蒙った(相当因果関係がある)個人、法人等

4. 実際の請求手続きは、東電が下記のように 12(?) に区分し、準備してある

・各区分ごとに、案内書(説明書)、請求書、添付書類・証明書類等 が定めてある

・請求の対象期間等は、

第1回目 : H23.3.11 ~ H23.8.31 第2回目 : H23.9.1 ~ H23.11.30

第3回目 : H23.12.1 ~ H24.2.29 以降、継続

★ この賠償の前に東電が実施した(定額・一律の)仮払金は、「前・内払い」の扱い

尚、東電の書類では「補償金」の記載ですが、法的には「補償金ではなく賠償金」です

5. 賠償の区別、区分は、

① 居住地による区分(特に個人) と

② 受けた損害の内容 で大きく分けている 別紙 参照

6. 本件に関する 土業の対応

「支援機構」の依頼により、相談センターでの法的な内容については 弁護士が助言・指導を、手続き・書類作成等については 行政書士が協力・対応している(H23.10月頃～)

【参考資料】 <東電の書類から整理した区分、対象者、賠償の内容 等>

区分		対象者	賠償の内容
個人(A)	●	「対象区域」内居住の個人 (世帯単位)	避難費用、一時立入費用、生命身体・精神的損害 就労不能、検査(人・物)費用、財物価値喪失・減少
法人	●	「対象区域」内の事業者	逸失利益、検査費用(物)、追加的費用
個人(B)	-	「対象区域」外居住の個人	就労不能、検査(物)費用、財物価値喪失・減少
個人(D)	-	〃	就労不能、内定取り消し
[農]		農業・出荷制限	逸失利益、廃棄・検査・追加的費用 & 風評被害
[加]		加工、流通業の出荷制限	〃
[間]		間接的営業損害(個・法)	(二次的被害)逸失利益、追加的費用
[製]	風評	製造業	逸失利益、検査費用、追加的費用
[サ]	風評	サービス業	〃
[輸]	風評	輸出業	〃
[観A]	風評	観光業・区域外	〃
[観B]	風評	観光業・外国人の解約	〃

注意：記載の内容、書類等は、その後変更になっている場合もありますので 実務では注意してください

【課題・D】 <H23.12.6 中間指針・追補の概要 等>

1. 損害賠償の対象とする対象地域、(加算する)金額の増額

- ◆ これまでの「避難等対象区域」(ほぼ 30km内) ⇒ ほぼ 60～80kmの 23市町村
- ◆ 自主避難者及び対象23市町村の住民に、大人 8万円、妊婦・子供 40万円 の一時金

2. 対象の規模

- ◆ 約 10万人 ⇒ 150万人、+2,000億円 程度 (福島県の人口 200万人弱?)

➡ 3. 不動産 への賠償： 基準決定・H24.7月～行われている

- ◆ 固定資産評価額 を基準として 賠償の基準 を決める (例 帰宅困難:全額、自主〇〇:1/2)
- ◆ 登記簿上の権利者 / 現実の所有者 ?

【課題・E】 <原賠法の考察>

1. 【課題・A】 原賠法で、「責任の集中・製造物責任法の排除」 の意味について

- ◆ 通常の市民生活で、TVの欠陥で発火・火災の発生やガス湯沸器の欠陥で人が中毒・死亡事故が生じた場合は、TV・ガス湯沸器の製造・販売事業者が賠償責任を負う
(製造物責任法：PL法)

- ◆ これに対し、原子力事故による損害賠償については、すべてを事業者(電力会社)が負い、発電装置・機器製造・販売会社は負わない

要は、東京電力が損害賠償の全責任を負い、GE (WH) や東芝・日立は負わない

2. 原子力事業者の無限責任(1,200億円) と国の措置 について

- ◆ 原子力事業者は、賠償の限度額 の保険に加入することが法定されている
(H21(2009年)原賠法改正で 600 ⇒ 1,200億円に増額 (2019までの10年間))
天災、社会的動乱等でこれを超える場合は、国が措置することになっている

- ◆ 今回の事故による東電の損害賠償用としてまず 2兆円が確保された

★ 原賠法により支援機構を通じて、国から東電に措置された資金(2兆円)は、原発事故の損害賠償だけに使用するもので、東電は他にこの資金を流用することはできない!!

